国連グローバル・コンパクト10原則	2021年度活動目標·内容	評価	2021年度関連パフォーマンス
人 原則1 企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、 原則2 自らが人権侵害に加担しないは5確保すべきである。	■ 従業員の健康の確保 健康診断の再検査が必要な社員に対して、会社からの費用負担制度の 積極的なアナウンスおよび費用負担を引き続き実施する	٥	<ul><li>■再検査費用の会社負担申請30件に対して、30件(100%)の会社負担を実施</li><li>■新型コロナのワクチン接種、小学校等の休校に伴う育児支援を目的としたコロナ対応特別休暇を整備</li></ul>
	■人権を含む社会課題についての啓蒙活動の実施	0	<ul> <li>□コミュニケーションスペース「風伝館」を通じて、社会課題・持続可能社会に関する啓蒙活動を実施(新型コロナウイルスの影響で臨時休館期間あり)</li> <li>■省庁・大学・民間団体等主催の社会課題をテーマとしたイベントにて役員・社員が登壇・講演</li> <li>■社員の自発的な活動を会社が支援する「自己啓発助成制度」を推進(利用者延べ98名)</li> <li>■人財育成プログラムとして社員間で知識を循環させる「アミタ大学」を開校(25講座、受講者数92名、延べ465名)</li> <li>■社員の視座の引き上げ、思考カ・チーム力の向上等を目的としたチーム対抗の「思考訓練」を実施(全21チーム参加)</li> </ul>
	■労働交渉 従業員と経営者が共に労働環境について考えるコミュニケーションの機会を設ける	٥	<ul><li>■経営層と社員による労働環境の改善についての会議「カンパニーミーティング」を開催</li><li>■会社のあり方や働き方を見直すことを目的とした従業員アンケートを年2回実施(回答率80.1%)</li></ul>
原則3 企業は、結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持し、 原則4 あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、 原則5 児童労働の実効的な廃止を支持し、 原則6 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。	■労働環境の向上(働き続けられる会社ブ(り) ①育児・介護等のために体験・短時間勤務を行う従業員を支援する制度を改善する ②就業体制の多様化を構築する ③定年者の再雇用について検討する	0	<ul> <li>■消滅する有給休暇を、病気や育児などで有給休暇が不足する社員に融通できる「AMITIME制度」を継続(利用者8名)</li> <li>■短時間勤務、フレックスタイム、在宅勤務・リモートワーク制度を推進</li> <li>■ボランティア等社会的活動に参画するための有給休暇「ソーシャル・タイム制度」を推進(利用者延べ28名)</li> <li>■定年者の再雇用制度を継続(再雇用5名)</li> <li>■仲間、家族、地域を守れる会社を目指すために、全社員を対象として普通教命教急講習受講を推進(講習修了者103名)</li> </ul>
	■海外拠点労働者の労働環境の差別的取り扱いの禁止・防止 国内と同レベルの労働環境を維持する	0	■海外拠点(マレーシア)では日本国内の製造所と合同で安全環境に関する定例会議等を行い、適宜情報共有を行っている
原則7 企業は環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、 原則9 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。	<ul><li>■環境課題に関する啓蒙活動・環境技術による地域活性化および企業活動支援</li><li>■環境共生の促進や地域内資源循環モデルの推進および国内外への水平展開</li></ul>	٥	■互助コミュニティ型資源回収スーション「MEGURU STATION®」を奈良県生駒市、福岡県大刀洗町、神戸市等で面的展開に向けた実証を推進  ■使用済みプラスチックの回収実証実験「MEGURU BOXプロジェクト」を、北九州市にて10社以上の企業・団体と連携して実施  ■住民・行政・大学等と連携してサーキュラーエコノミーの推進に取り組む新事業共創パートナーシップ「J-CEP」を設立(加盟40社/2022年4月時点)  ■アミタヴループの中長期的な気候変動対策を推進する「クライメート・ボジティブ推進委員会」を発足、コーポレートPPAの取り組み等を開始  ■ソーシャルビジネスを行う8団体が持続可能社会の構築を目指す「WE」の設立準備委員会を設置、発起団体として参画  ■FSC®/PEFC™森林認証の審査、MSC漁業認証・ASC養殖場認証の認証審査等、環境認証審査サービスを継続  ■ICTによる環境管理業務のリスク・コストの削減や蓄積データの戦略的活用等を支援するパッケージサービス「AMITA Smart Eco」の提供を継続  ■社員とその家族の自宅を対象にFIT電気(国エネ由来)への切り替えを支援する別度「あみ電手当」を継続
	■技術普及 ①環境制約下における持続可能経営実行支援サービスの提供 ②リサイクル事業の海外進出を実施	•	<ul> <li>●企業の"持続可能な経営"と循環型事業創出を支援する新サービス「Cyano Project」の提供を開始</li> <li>●シリコンスラリーリサイクル事業では北九州循環資源製造所の設備増強・増員等により製造量増加</li> <li>●独自開発の小型バイオマス装置「スマート・コミュニティ・バイオ」を奈良県生駒市や福岡県大刀洗町の住宅街に設置</li> <li>■マレーシアにおける100%リサイクルサービス拡大(コロナ渦でも現地必須の社会インフラとして機能、製造量増加)</li> </ul>
度         D           D         原則10         企業は、強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。           止         L	■防止策 ①各種法改正に対応したコンプライアンス体制の維持・改善に努める ②海外拠点でのガバナンスを強化し、統制のとれた企業統治を実現する	٥	<ul><li>■継続的にコンプライアンスチェックを実施(受験率80.26%・正答率75.05%)</li><li>■事業責任者の現地駐在および現地スタッフへの社内ルール・コンプライアンス教育等を実施</li></ul>